

# 精華町 男女共同 参画計画 概要版

平成17年8月  
精華町

# 1

# 計画策定の趣旨

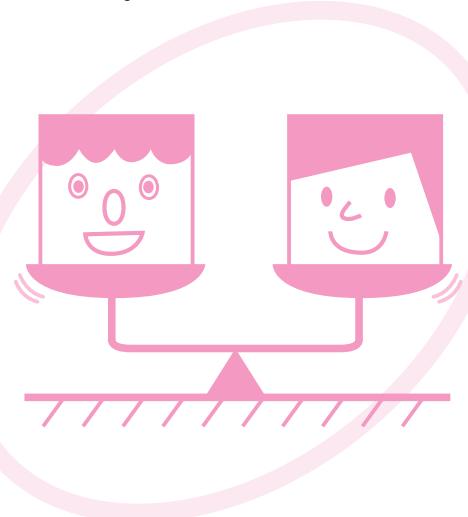
基本的人権としての個人の尊重と男女平等は日本国憲法にうたわれています。近年では男女平等のための法律や諸施策も徐々に整備されていますが、実社会には、性役割・性別分業を基本とする社会制度・慣習が数多くあり、依然、様々な男女の不平等や性を理由とする人権の侵害が存在します。女性の就労や社会参加が拡大し、生活様式が個人を単位として多様化したことにより、男女不平等がもたらす矛盾が私たち一人ひとりの生活問題として顕在化する場面は、却って増加しているかもしれません。

また今日、少子・高齢化の急速な進展が我が国の社会のありように大きな変革を迫っています。この少子化の根底に男女の不平等があることも、もはや否めません。

改めて男女平等を問い合わせ直し、一人ひとりの個性や人権が尊重され、性別に関わりなく能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すことは、個人の生活場面と社会全体の構造の両面で求められる緊急の課題であると言えます。

本計画は、精華町においてこの課題に応える具体的な取り組みを進めていく上での指

針となるものであり、町の現状や国・京都府の動向を踏まえながら、男女共同参画社会基本法に基づいて策定するものです。



# 2

# 計画の性格

この計画は、「精華町第4次総合計画」に基づく部門別の計画として策定するものであり、町が取り組むべき施策・事業を中心に構成しています。しかしながら、男女共同参画社会は行政だけで実現できるものではありませんので、計画の検討段階から住民参画を重視し、住民・民間団体・企業へもそれぞれの立場からの主体的な役割発揮を求めています。



## 行政計画としての性格

本町が目指す男女共同参画のまちづくりの方向を示すとともに、男女共同参画の視点で行政を見直し、取り組むべき施策を定めています。

## 計画の性格

本計画の期間は、平成17(2005)年度から平成26(2014)年度までの10年間とします。ただし、国の計画が平成22(2010)年までを期間としているため、その動向に合わせた適宜の改定を予定します。

## 計画の期間

家庭、地域、職場などの場面で男女共同参画を推進するための共通目標・行動指針を示しています。

## 住民・民間団体・企業の行動指針としての性格

# 3 基本目標

## 『一人ひとりがくらしやすいまちづくり』

男女共同参画社会とは、すべての人がお互いの人権を尊重しあい、男女が協力して住みよい家庭・地域・職場をつくりながら、ともにまちづくりに参画する社会に他なりません。言い換えれば、男女共同参画を求める必要がない、男女共同参画が前提の社会です。私たちは、そのような社会を構想し実現する力を持っており、その力を発揮していかねばなりません。

精華町男女共同参画計画の究極的な目標は、この精華町を誰もが住み続けたいと思える魅力あるまちとして、住民がともに築いていくことがあります。

そこで、計画の基本目標を「一人ひとりが暮らしやすいまちづくり」と定めるとともに、求める社会を実現する第一歩としての具体的目標を「住民参加・住民主体のもと、男女共同参画に関する条例を制定する」と定めます。

「住民参加・住民主体のもと、男女共同参画に関する条例を制定する」



【具体的目標】

# 4 施策体系

## 基本目標

### 一人ひとりがくらしやすいまちづくり



#### 施策の視点

#### 男女平等のひとづくり

#### 施策方針

あらゆる場における意識啓発の取り組みの充実

男女がともに取り組む地域活動の活性化

#### 男女共同参画の社会づくり

安心して子育てや介護ができる地域づくり

男女平等雇用の促進

政策・方針決定への女性参画の促進

#### 男女共同参画の推進基盤づくり

総合窓口の設置

住民参加・住民主体の条例制定に向けた検討

町行政組織における男女共同参画の推進

## 1. 男女平等のひとづくり

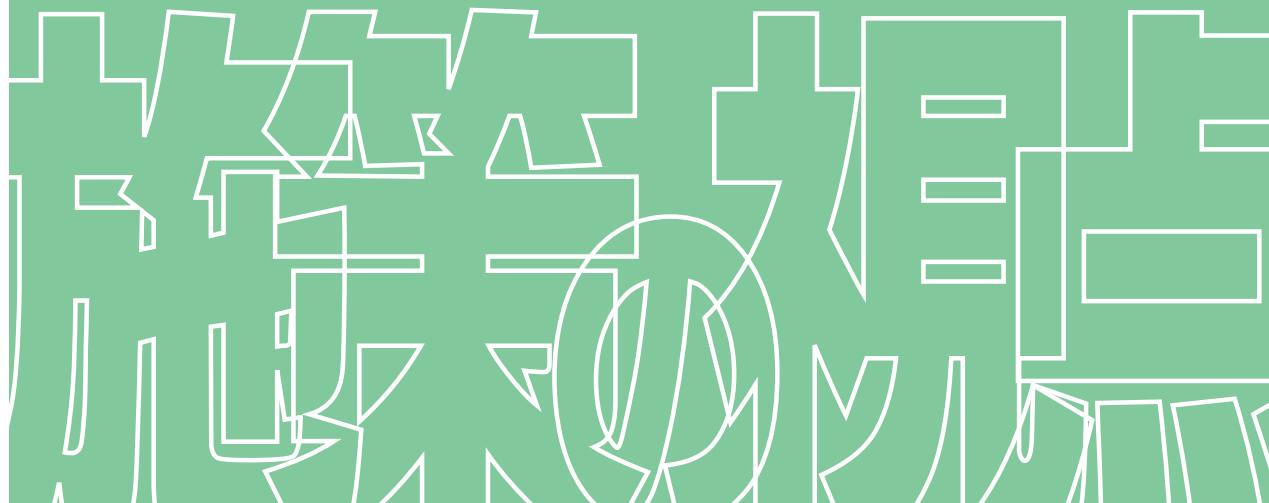
### ● "あらゆる場"における意識啓発の取組の充実

「人権教育のための国連10年精華町行動計画」に基づき、学校教育や社会教育、生涯学習ほか、あらゆる場と機会を捉えて、男女がお互いを理解し尊重できるよう、男女間に存在する格差や問題についての知識普及と意識啓発等を充実させていきます。

### ● 男女がともに取り組む地域活動の活性化

地域で活躍している人材の発掘や地域活動に係る人材リストの作成や活動のネットワーク化を図ります。また、ボランティア活動やNPO活動などに取り組みやすい環境を作っていくため、社会福祉協議会等とも連携しつつ、関連する情報の収集・整備・提供を進めます。

# 施策の視点



## 2. 男女共同参画の社会づくり

### ●安心して子育てや介護ができる地域づくり

「精華町児童育成計画」「次世代育成支援対策推進精華町行動計画」、「精華町高齢者保健福祉計画・介護事業計画」に基づいて、育児・介護への男女共同参画、育児・介護の支援充実等について取り組みを進めています。

### ●男女平等雇用の促進

女性の経済的自立を支援するために、関係機関と連携し改正男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等に関する知識普及と意識啓発を図るとともに、再就職・起業・派遣など多様な働き方に対する情報提供や支援についての充実に努めます。また、農業や商工業の家内従事者に対し労働協定等の制度の利用普及を促進していきます。

### ●政策・方針決定への女性参画の促進

自治会等の活動を通じて、地域自治への男女共同参画についての住民意識の向上を図ります。まちづくりに係る各種委員について、各団体に女性人材の育成や積極登用を働きかけるとともに、「あて職」の見直しや公募制度の活用など、委員選考の方法についても検討を図ります。

## 3. 男女共同参画の推進基盤づくり

### ●相談・情報提供の総合窓口の設置

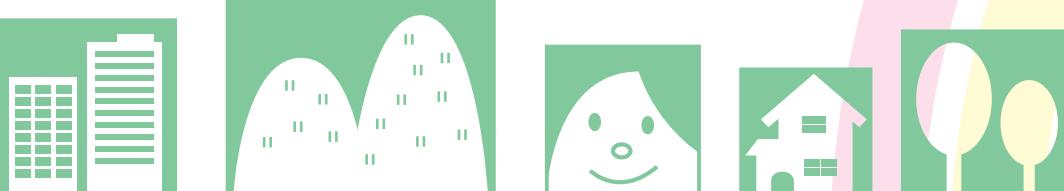
住民ニーズに的確に答えていくためには、一元的に情報を提供すること、相談を受けて専門的な対応へと接続していくことが重要なことから、情報提供体制及び関係機関・団体等と連携した総合相談援助体制の整備を図っていきます。

### ●住民参加・住民主体の条例制定に向けた検討

住民主体による検討体制を構築し、ロードマップ（取り組みの中長期の展望）を作成して、住民と行政のパートナーシップによる取り組みを始めます。条例の制定自体は拙速に進めず、制定に至る過程を通じて多くの住民による十分な意見交換がなされることを重視します。

### ●町行政組織における男女共同参画の推進

地域の目標となる事業所として、町行政組織が率先し男女共同参画推進に向けた取り組みの実践に努めます。また、町政刊行物にあっては、表現のガイドラインを作成するとともに、定期的なコラム等によって、男女共同参画の考え方の普及に努めます。



息子が泣くと「男の子が泣いたらダメ！」と言ってしまいます。子どもの頃「女の子らしくしなさい」と言われるのが嫌だったのに。

「男の子だから」「女の子だから」という理由で子どもに何かを強要することは、子どもの基本的人権の侵害にあたります。また、いまあなたが持つジェンダー・バイアスを次の世代に継承させてしまうこともあります。

# 男女共同参画

家庭・地域・職場で  
～みんなができること～

家事や育児、介護etc。  
家のことはみんな主婦の仕事なの？

いっしょに暮らす家族が互いに支え合うことは大切なことです。家事や育児、介護などは、生活に欠かせない家庭のなかの「仕事」です。

運動会の役員になったので夫婦で参加しましたが、子どもの同級生の顔すらわかりませんでした。

家庭生活、地域生活、仕事など社会生活のバランスがとれたライフスタイルをつくることは、なかなか難しいものです。特に地域生活については、日常的にはその意義を大きいものと感じにくいくことから後回しになりがちかもしれません。地域のことを地域で考え、取り組むことはとても重要なことですので、まずはご近所との挨拶など、できることから少しづつ地域のコミュニケーションを深めてみてください。

・「男らしさ」「女らしさ」ではなく「その子らしさ」を大切に育んでください。

出産や家族に介護が必要になったとき、どうして女性だけが仕事と家庭の両立に悩むの？

就労の条件を見直すことや、職場の仲間同士の支え合いがあること、保育サービス等を活用することなどで、誰もが仕事と家庭・地域生活の両立ができるようにしていくことが求められています。

- ・働く仲間の子育てや介護の意義と大変さを理解し、応援しましょう。
- ・事業者は、就業環境を改善し、諸制度の活用を進めて子育てを応援しましょう。

- ・家族の会話を増やしましょう。
- ・家族みんなで協力して家庭の仕事を分担しましょう。

- ・ご近所とあいさつを交わしましょう。
- ・近所付き合いや自治会活動などに関心を持ち、地域での対話を増やしましょう。

# 用語の説明

## ■女子差別撤廃条約

女性に対するあらゆる差別の撤廃を目指して、1979年に国連で採択された。日本は、国籍法の改正・男女雇用機会均等法の制定・家庭科の男女共修などの条件整備を行った後、1985年に批准した。

## ■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め、1999年6月に施行された。

## ■改正男女雇用機会均等法

改正前は努力目標だった募集・採用、配置・昇進の機会均等についての違反を禁止規定とし、職場におけるセクハラ防止義務を事業主に課すなどが盛り込まれ、1994年4月に施行された。

## ■育児・介護休業制度

育児や介護を行う労働者が雇用関係を継続したまま、一定期間休業できる制度。育児や介護などの家庭生活と職業生活の両立を支援するために法制化され、男女を問わず取得することができる。

## ■ジェンダー

生物的・身体的な性を「セックス」といい、社会的・文化的に作られた性差を「ジェンダー」という。生後、社会生活のあらゆる面で「男らしく・女らしく」と期待されながら成長する中で刷り込まれ、自分でも内面化した意識により作られる。

## ■ポジティブ・アクション

過去に形成された社会的・構造的な男女間の格差を解消するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的とした積極的差別是正措置のこと。

## ■エンパワーメント

政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、学習・経験などを通じて力をつけること。経済力はもちろん、社会的な意思決定の場での発言力、職業や治療法の選択など様々な自己決定力を女性が身につけて初めて男性と平等になるという考え方から重視されている。

## ■ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナー間での暴力。肉体的な暴力だけではなく、威嚇や無視などの心理的な苦痛や、経済的・性的暴力も含まれる。多くは男性から女性に対して振るわれるが、連鎖して行われる親子間の暴力もある。

## ■セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

一般的には雇用の場における「性的いやがらせ」をいう。厚生労働省の定義では、「相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えた」り、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」となっている。

## ■性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」や「男は表・女は裏」など性別により家庭や職場、地域における男女の役割を固定していること。最近の女性の社会進出により「男は仕事・女は仕事と家庭」という、女性の役割を拡大しながら従来の役割はそのまま維持している新・性別役割分担もある。



## 精華町男女共同参画計画【概要版】

発行：精華町／担当課：民生部人権啓発課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地

電話：0774-95-1919 FAX：0774-95-3974

